

2025 年度

「アルゼンチン ビジネス調査団」

(中部地域企業派遣)

募集要項



独立行政法人国際協力機構(JICA)

2025 年 6 月

目 次

1.	事業の概要	1
2.	現地調査概要（案）	2
3.	参加費用	2
4.	応募資格要件	3
5.	募集開始・派遣決定・帰国後までの流れ	4
6.	応募方法・締切（2025 年 7 月 31 日（木）正午）： ...	4
7.	留意事項	5
8.	参考情報	6
9.	問合せ先	6
	別紙 1：誓約書	6

1. 事業の概要

中南米地域の人口規模は 6 億人を超え、消費市場としても有望であり、日本企業にとって進出先として期待されています。これらの国々は歴史的に日本と良好な関係を築いており、多くの日系社会が存在します。JICA は日系社会を通じて日本企業との連携を促進することで、現地の開発課題解決を目指しています。

現在日本では、2011 年の原子力災害からの復興を進める中で、ALPS 処理水¹の海洋放出を着実に進める必要があります。ALPS 処理水の海洋放出に伴い、一部の国・地域で日本産水産物等の輸入規制措置が実施され、水産物等の輸出に影響が生じていることから、日本産食品の安全性をアピールし、風評による悪影響を払拭する必要があります。

このような背景から JICA は、2025 年 7 月 7 日（月）から 7 月 18 日（金）まで「中南米日系社会ビジネスリーダー本邦招へいプログラム」を実施し、9 社の中南米企業（内 8 社がアルゼンチン企業）が中部地域の日本酒造業者等を訪問する予定です。

アルゼンチンではハビエル・ミレイ大統領の政権が 2 年目に入り、2024 年 10 月 25 日以来の輸入代金支払い規制の緩和（アルゼンチン中央銀行が 4 月 11 日、中銀通達 A8226 を公布²）によって、ビジネス環境の改善が見込まれています。また、同国は親日国で高品質な日本食を求める機運が高まっており、中部地域の県人会（愛知、岐阜、三重、静岡）も存在します。このような状況下、本調査団は中部地域企業と同国の日系人が経営する企業との関係強化を目指し、さらには日本に対する正しい理解を促進するとともに、日本経済及び地域活性化への貢献を目的として派遣されるものです。

この調査団への参加が中南米の日系社会及び同地域社会・経済との交流の契機になることを願い、積極的なご応募をお待ちしております。

¹ ALPS 処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物資を含む水について、トリチウム以外の放射性物資を、安全基準を満たすまで浄化した水のこと

(<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/alps/index.html>)

² 2025 年 4 月 15 日 ジェトロビジネス短信

(<https://www.jetro.go.jp/biznews/2025/04/c9283ec78583c7bd.html>)

2. 現地調査概要（案）

- (1) 訪問国：アルゼンチン
- (2) 定員：10 名程度（各社 1 名）
- (3) 期間：2025 年 9 月 20 日（土）～9 月 29 日（月）（日本発着含む 10 日間）
- (4) 行程（案）：

日数	月日	曜日	内容	宿泊地
1	9月20日	土	関西国際空港または成田空港発	機内
2	9月21日	日	アルゼンチン（ブエノスアイレス）着	アルゼンチン
3	9月22日	月	日系団体・現地企業・在アルゼンチン	
4	9月23日	火	日本大使館・先方政府機関訪問、市場	
5	9月24日	水	調査、商談会等	
6	9月25日	木	日本食・日本文化理解促進のための交流会	
7	9月26日	金	日系団体・現地企業・政府機関訪問、市場調査、商談会等	機内
8	9月27日	土	アルゼンチン（ブエノスアイレス）発	
9	9月28日	日		
10	9月29日	月	関西国際空港または成田空港着	

※本邦発着空港から JICA スタッフが同行します。

3. 参加費用

- (1) JICA が負担する費用

- ① 航空賃（日本・アルゼンチン間の移動）

JICA 手配のチケットはエコノミークラスとなります。ビジネスクラスへのアップグレードを希望される場合は参加者の責任、自己負担にて各自で行っていただきます。

- ② 現地での宿泊費、移動にかかる経費（JICA にて手配いたします）
- ③ 国際協力共済会³の加入経費
- ④ その他、調査団の用務に必要な経費（通訳、商談会実施にかかる費用など）

- (2) 参加者にご負担いただく費用

上記 3. (1)以外の費用は、参加者ご自身でご手配頂きます。

- ① 事前研修・帰国報告会・会議・セミナー・打合せ等に参加する際の日本国内移動に係る費用（交通費・宿泊費等）

³ JICA から海外に派遣される方が、労災ではカバーできない海外における病気や怪我をした場合の療養費給付等を行う海外保険のこと。

- ② 居住地⇄国内発着空港（関西国際空港または成田空港）の国内移動に係る旅費
- ③ 旅券取得経費（戸籍謄本、写真等の取得経費含む）
- ④ 海外旅行保険（任意）の加入経費
- ⑤ 現地での食費等
- ⑥ 現地に商材を持ち込む際の手続き等にかかる費用
- ⑦ その他

4. 応募資格要件

(1) 募集対象の法人

- ① 分野：酒類、醸造製品
- ② 日本の企業等（本邦登記法人）であり、アルゼンチンの日系社会や日系人が経営する企業他、現地企業をパートナーとして事業進出する意志がある、またはアルゼンチンを対象とした中小企業・SDGs ビジネス支援事業（以下、JICA Biz）への応募等を検討していること。
- ③ ②の応募条件に加え、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業応募・実施条件等及び募集要項に係る同意書」（[様式 1 同意書](#)）の 10. に定義する反社会的勢力に該当する企業・団体ではないこと。
- ④ 帰国後に行われる報告会への参加が可能なこと。
- ⑤ 定員を上回る場合は、7 月の本邦招へいプログラムのフォローアップとして開催予定の商談会に参加した中部地域の企業を優先する。
- ⑥ 地方銀行、商工会議所、現在 JICA Biz 実施中の民間企業等は、募集対象とは位置付けないが、これらの団体から地元企業の海外展開を後押しする目的で応募があった場合には、募集対象法人と同じ条件で参加可能とする。
- ⑦ 参加者の決定は、ジェンダーバランスにも配慮して行う。

(2) 参加対象者

- ① 中部地域（愛知県、静岡県、岐阜県、三重県）に拠点を持つ企業。
- ② 役職：所属する法人の海外への事業展開について意思決定ができる方。
- ③ 年齢：調査団派遣時点で 25 歳以上 70 歳未満。
- ④ 派遣国の事情（道路状況や衛生環境等）を勘案した上で全行程に参加可能な健康状態であること。
- ⑤ 以下の全日程に参加可能な方。
 - ア) 事前研修及び渡航打合せ（JICA 中部：2025 年 9 月 8 日（月）13:00～18:00（予定）、およびオンライン 9 月 9 日（火）8:00～12:00（予定））

- イ) 現地視察の全行程 (2025 年 9 月 20 日 (土) ~ 9 月 29 日 (月))
 ウ) 帰国報告会 (2025 年 10 月 30 日 (木) 15:00~17:00)

5. 募集開始・派遣決定・帰国後までの流れ

募集開始から帰国後までの全体スケジュールは以下のとおりです。

2025 年 6 月 25 日 (水) ~ 7 月 31 日 (木)	募集期間
2025 年 7 月 31 日 (木) 正午	応募締切 ※
2025 年 8 月中旬	選考結果通知
	派遣手続き・事前準備開始
2025 年 9 月 8 日 (月) 13:00~18:00 (予定)	事前研修 (JICA 中部)
2025 年 9 月 9 日 (火) 8:00~12:00 (予定)	事前研修 (オンライン)
2025 年 9 月 20 日 (土) ~ 9 月 29 日 (月)	現地調査 (10 日間)
2025 年 10 月 14 日 (火) 正午	報告書提出〆切
2025 年 10 月 30 日 (木) 15:00~17:00	帰国報告会

※応募書類の内容によっては、アルゼンチンへの事業展開の意欲を確認するため応募者に面談を申し入れる場合がございます。

6. 応募方法・締切 (2025 年 7 月 31 日 (木) 正午) :

(1) 応募書類 :

- ① 参加申込書 : Forms リンクよりお申し込みください
<https://forms.office.com/r/r0Vr71UaKz>)
- ② 誓約書 (別紙 1) : パソコン入力可
 ※署名は自筆のうえ、スキャンしてメールでご提出ください
- ③ 登記事項証明書 (写)
- ④ 直近期 (一期 1 年) の貸借対照表 (写) : お持ちの法人のみで結構です

提出先 :

「9. 問合せ先」メールまで、応募書類②、③、④をパスワード付きファイルでご提出ください (※zip 形式のファイルは受付できません)。
 パスワード通知メールは添付ファイルと分けてお送りください。

(2) 事前研修及び渡航打合せ (2025 年 9 月 8 日 (月) 13:00~18:00 (予定) および 9 日 (火) 8:00~12:00 (予定)) :

9 月 8 日 (月) は JICA 中部にて、9 月 9 日 (火) はオンラインにて、アルゼンチンの事業概要や日系社会に関する講義を通じて理解を深めて頂きます。派遣前の準備事項や帰国後の流れについての最終確認も行いま

す。

(3) **帰国報告会（2025 年 10 月 30 日（木）15:00～17:00）：**

報告会は JICA 中部で開催を予定しております。各社約 5 分で、現地での調査結果や今後のビジネス展開計画の概要についてプレゼンテーションを行って頂きます。

7. 留意事項

(1) **アルゼンチンへの商材持ち込み上の留意点**

現地での面談・商談において自社の商品サンプル等を持ち込み配布いただくことも出来ますが、現地での販売は出来ませんので予めご了承ください。また、食品関連は国によって持ち込み規制が異なるほか、郵送トラブルや空港での没収リスクもあります。ジェトロや農林水産省が提供する情報を参考に、各社の責任において必要な手続きを行ってください。

(2) **免責事項**

6. (1)の商材持ち込み上のトラブルを含め、本調査団の派遣期間中及びその前後に、事故、盗難、破損等が発生したとしても、JICA は参加企業に対し一切の責任を負わないものとします。

(3) **JICA からの派遣中止や延期の扱い**

最小催行人数に満たない場合は、調査団の派遣を中止致します（8 月上旬に決定）。その他、現地の治安や感染症、自然災害等の状況によっては、やむを得ずツアーの中止や延期が避けられない場合があります。

(4) **参加者の不正行為防止について**

参加者は機構関係者として、独立行政法人国際協力機構役職員倫理規程（平成 16 年規程（人）第 28 号）に基づく「独立行政法人国際協力機構関係者の倫理等ガイドライン」、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」の遵守をお願いします。また、不正競争防止法では、OECD（経済協力開発機構）の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。このため、参加者は特に以下の点に留意願います。

- ① 外国公務員等に対して参加者による高額の物品や過大な金銭の提供或いは著しく華美な接待等が行われないこと。
- ② 本ツアーの実施における開発途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条（外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止）に抵触しないよう留意すること。

(5) **個人情報の扱いについて**

- ① 応募書類に含まれる個人情報等は、「独立行政法人等の保有する個人情報

報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）」に従い、適切に管理し、取り扱います。

- ② 応募書類に含まれる個人情報等は、選考、派遣手続き、調査活動（面談資料、帰国報告資料等）に使用します。
- ③ 応募書類は、JICA が本調査団派遣を実施する以外の目的では一切使用いたしません。

(6) 日本以外の国籍の方は、ビザの取得に要する期間を別途ご相談ください。

8. 参考情報

(1) JICA 事業スキームの詳細は、各サイトをご参照ください。

- TSUBASA : <https://tsubasa-jica.com/>
- 中小企業・SDGs ビジネス支援事業 :
https://www.jica.go.jp/activities/schemes/priv_partner/activities/index.html
- アルゼンチン : <https://www.jica.go.jp/overseas/argentine/index.html>

(2) 商材持ち込み上の留意点等（6. (1)関連）

- ジェトロサイト :
（中南米ワイド調査「日本食品輸出のヒント集」）
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/02/683336d7d85615ce.html>
（アルゼンチンへの輸出）
https://www.jetro.go.jp/worldtop/cs_america/ar/export/
（輸出入手続き）
https://www.jetro.go.jp/world/cs_america/ar/trade_05.html
- 農林水産省 :
https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/argentina_index.html

(3) その他

- 在亜日本商工会議所 : <https://www.camarajaponesa.com.ar/>

9. 問合せ先

JICA 中部・企業連携課

担当者：川口/梅村/高井

電話番号：052-533-1387

E メール：cbictps@jica.go.jp

以上

別紙 1：誓約書